資料2

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会について

1　評価委員会の概要

（1）設置根拠

地方独立行政法人法 第11条

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二　その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3　前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（2）位置づけ

市長の附属機関

（3）組織・運営

「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例」による

○組織等

・委員は７人以内。地方独立行政法人大阪市民病院機構の組織及び運営に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱（第2条）

・任期は２年で再任可（第3条）

○委員長

・委員の互選により定める（第4条）

・委員長は委員会を代表し、会務を総理する（第4条）

○会議

・委員長が招集し、委員の半数以上の出席が必要（第5条）

・出席委員の過半数で議事を決定（第5条）

2　評価委員会の所掌事務

○ 業務の実績の評価

- 各事業年度における業務の実績についての評価（法第28条）
- 中期目標期間における業務の実績についての評価（法第30条）
- 各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告（法第28条第3項、法第30条第3項）

○ 市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見提示

- **業務方法書を認可する際の意見**（法第22条第3項）
- **中期目標を作成・変更の際の意見**（法第25条第3項）
- **中期計画の作成・変更を認可する際の意見**（法第26条第3項）
- 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見（法第31条第2項）
- 財務諸表の承認の際の意見（法第34条第3項）
- 毎事業年度の利益残余の額を翌事業年度に係る中期計画の剰余金の使途に充てることを承認する際の意見（法第40条第5項）
- 積立金を次期中期目標期間の業務の財源に充てることを承認する際の意見（法第40条第5項）
- 限度額を超えた短期借入を認可する際の意見（法第41条第4項）
- 短期借入の借換を認可する際の意見（法第41条第4項）
- 不要財産の納付に係る認可をする際の意見（法第42条の2第5項、第6項）
- 重要な財産の処分を認可する際の意見（法第44条第2項）

○ 意見の申出

- **役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見**
 （法第56条第1項、法第49条第2項）

下線部が、法人設立までに行う必要がある事項